

議案第 37 号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 10 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成 17 年条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後

改正前

別表第2

1 中央公民館使用料

館名	室名	使用料					
		<u>(単位：円)</u>					
		9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	12時～ 22時	9時～ 22時
中央公民館	会議室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	視聴覚室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
	学習室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	大和室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
	小和室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	茶室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	調理室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
	保育室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	ホール	2,130	3,200	4,270	5,340	6,400	7,470
	音楽室 (3階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	図書室 (3階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	研修室 (3階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	講習室 (3階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	体育室	5,100	7,670	10,240	12,800	15,350	17,920
(略)							
(略)							

別表第2

1 中央公民館使用料

館名	室名	使用料					
		9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 17時	12時～ 22時	9時～ 22時
中央公民館	会議室	円 1,040	円 1,460	円 1,880	円 2,090	円 2,510	円 3,140
	視聴覚室	2,090	2,510	2,930	3,140	3,560	4,190
	学習室	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	大和室	2,090	2,510	2,930	3,140	3,560	4,190
	小和室	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	茶室	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	調理室	2,090	2,510	2,930	3,140	3,560	4,190
	保育室	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	ホール	2,090	3,140	4,190	5,240	6,280	7,330
	音楽室 (3階)	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	図書室 (3階)	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	研修室 (3階)	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	講習室 (3階)	1,040	1,460	1,880	2,090	2,510	3,140
	体育室	5,010	7,530	10,050	12,570	15,070	17,590
(略)							
(略)							

2 中央公民館保内別館使用料

館名	階	室名	使用料 (単位：円)			
			9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 22時
中央公民館 保内別館	1階	小会議室	580	680	950	1,730
		講義室	580	680	950	1,730
		和室	580	680	950	1,730
		茶室	420	470	680	1,150
		調理室	730	950	1,150	2,300
	2階	青年学級室	580	680	950	1,730
		大会議室	2,620	3,150	4,190	8,380
(略)						
(注) 1・2 (略) 3 ピアノ使用の場合、 <u>1,570円</u> を徴収する。 4 (略)						

2 中央公民館保内別館使用料

館名	階	室名	使用料			
			9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 22時	9時～ 22時
中央公民館 保内別館	1階	小会議室	円 570	円 670	円 930	円 1,700
		講義室	570	670	930	1,700
		和室	570	670	930	1,700
		茶室	410	460	670	1,130
		調理室	720	930	1,130	2,260
	2階	青年学級室	570	670	930	1,700
		大会議室	2,570	3,090	4,110	8,230
(略)						
(注) 1・2 (略) 3 ピアノ使用の場合、 <u>1,540円</u> を徴収する。 4 (略)						

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市立公民館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。